

意匠の実体審査繰り延べ請求作業方案

1. 理由：意匠出願人の出願戦略、ポートフォリオ及び商品化のタイムスケジュールを考慮し、智慧局は2018年7月1日から、意匠出願人による実体審査の繰り延べ請求を受理している。
2. 適用範囲：
 - (1) 意匠出願
 - (2) 意匠出願で次の一つに該当する場合、これは適用しない。
 - ① 当該出願がすでに審査意見通知書又は査定書を受け取った。
 - ② 当該出願についてすでに分割出願済み。
3. 繰り延べ請求の時点：意匠の実体審査繰り延べ請求は、意匠出願と同時に又はこの後に行うこと。
4. 繰り延べ審査の請求期限：出願日から起算して1年以内。当該出願が優先権を主張している場合、その起算日は優先日を基準とする。
5. 請求手続き
 - (1) 出願人は書面にて意匠の実体審査繰り延べ請求を提出し、並びに次の事項を明記しなければならない（記載様式及び注意事項は添付を参照）。
 - ① 意匠出願番号
 - ② 出願人の氏名又は名称
 - ③ 代理人に委任する場合、その代理人の氏名及び事務所
 - ④ 実体審査を続行する期日
 - (2) 費用：無料
6. 実体審査の続行
 - (1) 出願人は実体審査を続行する特定の期日を明記し、かつ、この特定日は当該出願の出願日（優先日）から1年以内としなければならない。
 - (2) 出願人は実体審査を続行する特定の期日を指定する際、当該特定日について例えば「2019年1月1日に実体審査を続行」と明記しなければならない。「出願日から1年後に実体審査を続行」、「実体審査を5ヶ月停止」等の文字で説明するのみではならない。
 - (3) 実体審査の続行する期日がくると、当該出願は同年度の出願の列に配分され、順に審査される。
7. 注意事項
 - (1) 実体審査の繰り延べ請求は、その後の登録公告の期日には影響しない。

- (2) 出願人は意匠の実体審査の繰り延べ請求を取り下げることができるが、請求を取り下げた後は、再度請求してはならない。
- (3) 出願人は実体審査の繰り延べ請求をした後、実体審査を続行する期日を変更することができるが、変更後の期日は、6.(1)の規定を超えてはならない。